

議 長 日程第1「議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは委員会報告をさせていただきます。令和6年6月5日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和5年12月7日、8日、令和6年1月9日、2月1日、3月12日、4月18日、5月22日、6月5日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、観光経済課長及び担当職員出席のもと、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例について、条ごとに趣旨などの詳細な説明を受け、質疑を行い、必要な資料提出を求め、慎重に審査しました。

また、西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者であるTUDO I 合同会社代表社員を参考人として本委員会へ出席を要請し、聞き取りを行いました。

審査の結果、本議案は持続可能な地域振興に寄与するために必要な条例であると判断しました。

なお、次の項目について強く申し入れをします。

(1) 利用料金を改定するに当たり、西平畑公園の施設整備については早急に対応されたい。

裏面をおめぐりください。(2) 入園料を設定する催事を決定する際は、十分な検討をし、利用者の理解を得られるものとされたい。

(3) 利用料金については、あくまで上限額であるので、実料金を設定する

際には慎重に検討し、利用者の理解を得られるものとされたい。

別紙、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例に対する修正案。

議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例の一部を次のとおり修正する。

別表第2を次のように改める。

「別表第2（第4条関係）。有料公園施設及びその使用料。上からいきます。ふるさと鉄道、18歳以上1回400円、3歳以上18歳未満1回200円。駐車場（普通自動車以上）、町内居住者1回500円、その他1回1,000円。子どもの館、1階1時間300円、2階1時間100円、1・2階1時間400円。ふるさと鉄道、団体（20人以上）の場合は20%割引」。

以上となります。よろしく申し上げます。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

10番 南 雲 利用者はここ何年も1件ということで認識していますが、値上げに対して1件の需要ということで、どのような議論があったのか伺います。

また、使用料が値上げ幅が大きかったんですけれども、この料金設定となった根拠があったら教えていただきたいと思います。

それから、町民の太鼓の練習が無償で利用されていますが、無償となっている理由が何か、分かれば教えていただきたいと思います。

議 長 子どもの館の件でよろしいですか。

10番 南 雲 はい、そうです。

議 長 今の御質問に対する回答をお願いいたします。

6番 古 谷 最初の子どもの館を利用回数は今、1回、年間ですね、1回から2回ということの中で、さらにですね、これを料金値上げしますと利用がなくなるのではないかなという心配するような声もありました。

それから、太鼓の件ですけれども、この件については審査の話題に出ておりませんでしたので、審査しておりません。

あともう1点、何でしたっけ。料金の値上げの改定の件ですけれども、施設のですね、整備があまりできてないということで、それを可能にするようなこ

とができれば、改修をしてですね、料金改定が必要なことができれば、後の時期、その後にですね、必要ではないかという意見がございました。ということで、よろしく申し上げます。

議 長 よろしいでしょうか。何か補足がありますか。（「終わります。」の声あり）
よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

1 2 番 寺 嶋 委員会の皆さん、お疲れさまです。まず、何点かお伺いします。西平畑公園及び各施設ね、ハーブガーデンとかいろいろありますけども、これは設置者、町が基本的にはね、管理するわけですから、ある程度ですね、町が経費をね、やっぱり出すということが必要だと思うんですけども、今回の委員会の議論では、この公園及び施設に対してのこの入園料の受益者負担というのは、どの程度が望ましいとか、そういう議論はされましたでしょうか。

あと、町側から担当者からね、いろいろ説明受けたというんですけども、全体の収支ですね、300円の場合とか、今度最大500円にするということになると、収支がどの程度変わるのか。その辺のところをですね、お伺いします。

あと、先ほど施設整備について早急に対応されたいというのと、ありましたけども、これは施設について具体的にふるさと鉄道とかそういう施設にはこういう修繕が必要だとかということで、具体的な議論はされましたでしょうか、お伺いをいたします。

議 長 回答お願いいたします。

6 番 古 谷 まず受益者負担のことについてですけども…（「マイク入ってない。」の声あり）失礼しました。公園施設のですね、受益者負担の関係ですけども、これは審査の中でですね、大分検討いたしました。当然、必要ではないかということの…ことです。

それから収支の関係ですけども、TUDO Iの社員の方に来ていただきまして、いろいろとですね、細かい年間の数字等ですね、聞きながら、修理を…説明を聞き、収支の状況を確認しております。

それとあとふるさと鉄道につきましては、やはり費用がかかるということで、今のところ、この前の一般質問の中にもありましたけども、今後の検討課題と

というようなことで…かというように思います。以上です。

12番 寺 嶋 お疲れさまです。受益者負担の今ね、現に桜まつりで300円、入園料設定されております。ですから、それでね、町がある程度、公園等施設についてね、やっぱり税金で負担しなければならない部分もあると思うんですよ。全部ね、いろんな施設があって、公園の管理、もちろん桜の剪定とかいろいろ、年間経費もいろいろかかりますけども、それ全部ね、受益者にかぶせたらね、相当な負担になると思うんですよ。だから、その辺のどの程度が望ましいかという、もし深く議論してなければ結構ですけども、そういうところをね、お聞きしたかったんです。

あと収支について、300円、500円と最大限ね、ということだと、年間トータル、資料が出されているから、そこでね、およそ数千万円、収支がね、若干何か改善するとか、そういうところをですね、具体的にありましたらお聞かせいただきたいと思います。

あと、施設の整備の具体的なことで、議論…こういうものをね、修繕したほうがいいんじゃないかというような議論がなされましたか、お聞きいたします。

議 長 回答をお願いします。

8番 田 代 まず1点目が受益者負担、これについて具体的に検討したかという内容なんですけれども、もちろんこれは一番大事なことなんで、十分検討しました。この受益者負担ということについては、1点目が桜まつりの入園料、それと2点目がキラキラフェスタですか、キラキラフェスタ。そのときにやはり入園料取るような考えの中で議論しました。基本的には、受益者負担というのは桜まつりにかかる費用、それに対して利用者から、入園者から頂くと、キラキラも同じです。これについては金額的には過去の実績で見ますと、300円で何とかカバーできるかできないかということが1点、確認しました。今回収益性ということも寺嶋議員のほうから今、質問ありましたけれども、西平畑公園全体の管理をするのには、今の状況では赤字になります。それで、過去にもあったんですけども、指定管理者を受けた団体が5年間やって、1,000万ぐらい出してもらえないと、町から補助していただかないと運営できないと、撤退するとい

うことで、過去に撤退した事例もあります。そういったことも議論しました。

それと、あとは撤退した後、町が直営でやっていたんですよね。そのときに職員の人件費もかかるわけですよ。嘱託員さんの館長さん、園長さんがある程度頭にやったんですけれども、それもやはり一般会計から出してしまうと。受益者負担の原則からすれば、入園料300円ぐらいが妥当なんですけれども、町がこれから1点目として税収が20年近く前の18億、19億に近い額からすると、3億円以上下がっていると。これからも定額減税、そして少子高齢化で働く方が少なくなってくる。そうすると、町税も下がってくるのではないかと。そういった中で、町財政を考えて、500円を取らせていただくと、値上げをした場合の想定料金も、担当課から出していただきました。そのときの具体的な数字が、値上げした場合には6,500円ですか、500円を徴収した場合。入園料300円を今行っているのを500円徴収した場合に、6,512万ぐらいの収入があります。あ、すみません、間違えました。7,100万ぐらいですね。一切合切の西平畑公園全体の収入が7,112万ほどあります。それで、支出のほうは6,500万ぐらいですね。そうしますと、600万…700万ぐらいかな。年間収支で600万ぐらい、何とか黒字になるような想定で出されております。今お話ししたように、町財政のことを考えると、500円で何とか維持していただいで、うまく経営がいくようにと、そのような結論に達しました。

次に、2点目の施設整備の具体的な内容なんですけど、先ほど古谷委員長からもお話あったように、指定管理者のTUDO Iに来ていただいて、現状の経営についてお伺いしたところ、ローラー滑り台、SL、この2つは西平畑公園のメインとなってる人寄せの施設だという中で、SLもローラー滑り台も今はできないということで、意見書の強く要望するという言葉の中に西平畑公園の施設整備、これについてはまさにその2点が主に入っています。これについては、指定管理者に負担していただくのではなくて、町の施設ですから、町が行っていただくようにと、そういう思いを込めて、要望の中に入っております。以上でございます。

12番 寺 嶋 御回答ありがとうございます。終わります。

- 議 長 よろしいですか。ほかに質疑…。
- 1 1 番 飯 田 駐車場の件についてちょっとお伺いしたいと思います。西平畑公園はですね、公的な公園として、憩いを求めてですね、平日でもそこを訪れるね、方も多いんじゃないかと思います。前も一度ですね、調査に行ったときに、平日だったんですけど、本当に数が少ないですよ。これからどうなるか分からないんですけど、数が少ないこともあるんですが、催し事とか、あるいは土・日はこの駐車場の料金を別にとっても構わないと思うんですが、ただ平日ね、客の少ないときにまで、この料金を設定するとなると、今度訪れる人もね、いや、1,000円も駐車場出すんだったら、ほかへ行ったらいいなとか、そういう気持ちになりかねない…なりかねないのではないかというふうに思うんですね。それで、よく私なんかも公園を見に行ったり、いろんなどころへ行きますよね。そうすると、そういう公的な、市で管理しているようなところは、土・日は有料でも平日は無料にしている駐車場が、かなり多いですよ。これで見ると、年間通してこの値段というふうなことになりますとね、ちょっと公的な公園として町民あるいは西平畑公園を訪れようとする近隣の町村のですね、方の足が遠のくんじゃないかと思うんですけど、この駐車場に関してはどのような議論されたかお伺いしたいと思います。
- 6 番 古 谷 駐車場の件についてはですね、細かい検討はしてございません。以上です。
- 議 長 よろしいですか。
- 1 1 番 飯 田 してないということであれば、しょうがないですね。終わります。
- 議 長 ほかに質疑ございますか。
- 3 番 吉 田 子どもの館の使用料というものですけれども、これは利用料金ということでもあるんですが、入館するともうこのお金を取られるのか、それを中に入って何かいろいろな活動について、申し込んだときの料金となるのか、教えていただきたいと思います。
- 6 番 古 谷 多分、入館しただけでは多分取られないというふうに思います。活動…使ったときということで理解しておりますので、よろしくお願いします。
- 議 長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

それでは、質疑なしと認めます。討論に入りたいと思います。討論ございますか。まず、原案に賛成者の発言となります。次に、原案に反対者の…まず原案に賛成者の発言を許します。ございますか。原案です。

次に、原案に反対者の発言です。発言を許します。

9 番 井 上 私は議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例について、原案に反対の立場で討論を行います。

この条例は、松田町公園条例から西平畑公園に関する部分を新規の条例とし、併せて入園料を300円から500円に増額し、入園料徴収期間を桜まつり限定から拡大し、他のイベントも対象にするという内容が主の改正であります。

西平畑公園は、昨年の6月の議会定例会において指定管理の議決をし、指定管理を受託した法人が5年間の指定管理を行うことになっています。現在は指定管理受託後約1年が経過をしている状況でございます。

西平畑公園の管理に関する条例の入園料の増額に対する町の説明は、指定管理者が経営困難を理由とし、指定管理者に対する経営支援をし、継続をさせていくための条例だとしています。西平畑公園の指定管理の期間は5年であり、この条例が上程された時点では、議決から6月しかたっていない時点での入園料値上げの条例設置であります。条例の上程であります。指定管理開始後から6月後の条例での値上げは理解ができません。指定管理者は入園料300円の収入で5年間管理を行い、町からの委託料は0円で運営できると、指定管理を申し出たことを忘れてはいけません。指定管理者自身の経営努力、民間活力を期待をして、西平畑公園の管理運営を行っていただくことは当然のことだと思っております。

先ほどの質疑の中で公園の収支に関する質疑が、回答がございました。この収支というのは、町の収支ではなく、指定管理者の収支のあくまでも5年間の見込みということです。ここで西平畑公園の新規条例が通るということになれば、昨年の指定管理の松田町議会の議決は無意味なものとなります。西平畑公園の設備に対する町の対応も十分ではありません。まずは入園料の値上げではなく、利用者のために西平畑公園やハーブ館等の設備の補修等を速やかに完了

し、指定管理者の運営に対する正常化に努めるべきであります。

先ほど受益者負担の質疑も出ました。例えば今年の桜まつりにおいては、新たに河川敷の駐車料金の徴収、公園内駐車場は駐車禁止としたためのシャトルバスを利用することによる料金の発生など、利用者負担が増加をしている中、さらにここで西平畑公園の入園料値上げは今後の桜まつり等に来園する観光客数の減少につながります。町は西平畑公園の指定管理者の収支状況を念頭に置くべきではなく、行政として町の観光イベントの一大事業である桜まつりに関わる多くの町内事業者、そして町民、関係する近隣住民を念頭に置いて対処すべきであり、町民無視のさらなる入園料を値上げする条例の設置には反対をいたします。

また、この新規条例は、入園料の値上げだけでなく、元の公園条例で規定している「桜まつり期間に限る」を「催事の期間に限る」という改正も行います。指定管理者の思い次第で入園料徴収の対象イベントの拡大ができ、西平畑公園利用者に対し、ますます負担を増額させることになり、公園利用者の減少につながると予想されることから、この条例には反対をいたします。

なぜ町内事業者や公園利用者のための条例でなく、指定管理者の運営を支援する条例を設置するのか、私は理解ができません。公園は事業者のものでなく、そこで収入を上げるための施設でもなく、住民誰もが利用でき、憩いまたは遊びを楽しむための施設が公園であると思います。

以上から議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例、西平畑公園の入園料の増額、そして入園料徴収イベントの拡大には強く反対をいたします。ぜひ皆様の御賛同をお願いいたします。

以上で本議案に対する反対討論とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議 長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

4 番 中 津 川 議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例の一部修正案に賛成の立場として討論をさせていただきます。

本条例についてはですね、これまで紆余曲折の経緯があったと伺っております。

すが、審議中のですね、今年の3月の12日に指定管理者であるTUDO I代表、合同会社のですね、代表社員をお招きして意見聴取した際にですね、伺ったことは、公園施設に不具合が多く発生しているということでした。ハーブ館の3階のレストランについてはですね、空調が不具合により夏場は暑くて中にいられない。ふるさと鉄道はですね、空車なら動くけれども、お客様が乗ると坂を上ることができない。脱輪した際にはお客様が車両を押しているような状況。太陽の滑り台は点検時にローラーに安全上の問題が発生したとして使用できていない。このような状況が長く続いているけれども、要は調査にとりか修理する、できない状況であるということです。現在もですね、ふるさと鉄道は運行されず、太陽の滑り台についてはですね、ブルーシートがかけられている。そして公園としての大変景観を損ねていると思います。

公園はですね、コミュニティー形成や健康増進、子ども・子育て支援、地域経済の活性化などを目的に設置された公の憩いの場です。西平畑公園はですね、観光立町を目指す松田町のシンボリック存在として位置づけられていますが、現在のような状況ではですね、来園者の満足度を期待することは困難であり、来園された方の期待を裏切ることになりかねません。現状では公園としての機能や目的は達成できていないと考えます。

この条例はですね、入園料をこれまでの300円から500円に値上げするということが焦点となる新たな条例ですけれども、ふるさと鉄道やですね、太陽の滑り台を修繕または改修すること、快適に過ごせるレストラン空間の改善などですね、各施設の機能維持を図り、来園者に満足していただくためにはですね、それ相応の財源が必要になります。その財源確保のためにも、入園料の値上げはやむを得ないというふうに判断をいたします。

指定管理制度を導入してですね、もうすぐ1年になりますけれども、現状のまま残り4年間を運営することがですね、来園者のためにも、公園のためにも、これは避けなければいけないと考えます。また、一部修正した子どもの館の使用料につきましてはですね、あまりにも上げ幅が大きくてですね、利用者の理解を得れないものということで、現行の使用料金にとどめていっておくべきと

考えます。

いずれにいたしましても、来園者の皆さんが西平畑公園を訪れてよかった、また来てみたいと思われるような公園の管理運営に期待し、賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議

長 ほかにはございませんか。

ほかに討論がないようですので、打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決いたします。

それでは、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例に対する委員長報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。